

○久山町情報セキュリティ管理に関する規程

平成15年12月 1 日

告示第18号

(目的)

第1条 久山町の各情報システムが取り扱う情報には、住民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、部外に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することは、住民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが久山町に対する住民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

また、近年のいわゆるIT革命の進展により、電子自治体の実現が期待されているところである。久山町がこれらに積極的に対応するためには、すべてのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠な前提条件である。

そのため、久山町の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するために久山町情報セキュリティポリシーを定めることとし、このうち、情報セキュリティ基本方針については久山町の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

久山町における内部部局、各教育機関（事務室及び職員室のみ）を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報システム

業務系の電子計算機（業務系におけるネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係るすべてのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

(情報セキュリティポリシーの位置付けと職員等の義務)

第3条 情報セキュリティポリシーは、久山町が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

したがって、久山町長をはじめとして久山町が所掌する情報資産に関する業務に携わるすべての職員等及び部外委託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

(情報セキュリティ管理体制)

第4条 久山町の情報資産について、管理職が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

(情報資産の分類)

第5条 情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報資産への脅威)

第6条 情報セキュリティポリシーを策定するうえで、情報を脅かす脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は次のとおりである。

- (1) 部外者による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難等
- (2) 職員等及び部外委託者による意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏えい等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

(情報セキュリティ対策)

第7条 前条の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護

するために物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、すべての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、また、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。

また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずる。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第8条 久山町の様々な情報資産について、前条の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定めるための基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準に関する要綱を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策基準に関する要綱は、公にすることにより久山町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれのあることから非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第9条 情報セキュリティ対策基準に関する要綱を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めるため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、内部部局の長等が所掌する情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより久山町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれのあることから非公開とする。

(情報セキュリティ監査の実施)

第10条 情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。

(評価及び見直しの実施)

第11条 情報セキュリティ監査の結果等により、情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。